

十九世紀前半における「鉄山支配人」の性格 ——八戸藩領「中間層」の場合——

鈴木 淳世

はじめに

近世日本の鉄供給は、東北地方・中国地方の諸鉄山が担っていた。特に、中国地方の諸鉄山は国内総生産の約八割を生産しており、その状況は釜石製鉄所が本格稼働し始める明治二十年代後半まで続いたと言われる^①。他方、東北地方では、仙台藩が近世前期から中国地方の先進技術の導入を図り、領内の諸鉄山の生産量を増加させていた。もともと、仙台藩の諸鉄山は砂鉄・木炭の不足により近世中期以降徐々に衰退していった。それに対して、南部地方（盛岡藩・八戸藩）の諸鉄山は中国地方の先進技術を漸次導入し、近世中期以降に生産量を大きく伸ばしていった。そして、近世後期には南部地方産鉄が蝦夷地・奥羽・北関東の市場を席卷するようになった^②。

ところで、近世中期以降、多くの藩では財政が窮迫する傾向にあり、それと共に藩財政再建のために藩政改革が断行され、その一環として藩専売制が実施されることとなる。そして、鉄山の多くは「御手山」（藩営）に指定され、豪農・豪商が鉄山経営の実務を請け負うようになっていった。こうした藩営鉄山の経営形態については、既にいくつかの先行研究において論じられている。例えば、武井博明氏は広島藩領の鉄山経営を分析して、鉄山所有者である豪農は、藩から「御仕入銀」を借り受けて鉄山を経営し、「運上銀」を上納しつつも、利益を上げていたことを明らかにしている。また、土井作治氏は松江藩の鉄山経営を分析して、鉄山経営者（「鉄師」）が藩

権力を背景にして民衆の不满を抑え込み、経営規模の拡大と安定化を図り、鉄山経営を基盤として山林・耕地・屋敷などを集積し、地方財閥化していったことを明らかにしている。このように中国地方の「鉄師」は自家の利益追求を行っており、まさに「鉄山経営者」と呼ぶにふさわしい存在であった^③。

その一方、南部地方の事例研究は、森嘉兵衛氏の先行研究に依っている部分が多い。確かに、荻慎一郎氏は盛岡藩領陸奥国閉伊郡（現岩手県下閉伊郡）の野田鉄山を事例にして、鉄山の生産組織・労働組織および鉄山労働者の性格を明らかにしている。しかし、鉄山の経営形態や鉄山の経営者の性格については、基本的に森氏の見解を踏襲している^④。

一九三八年発表の森氏の研究では、近世中期以降、南部地方の諸鉄山が興隆してくると、盛岡藩・八戸藩はそれら諸鉄山を「御手山」とし、新たな財源に位置づけたと論じ、藩営鉄山の経営形態を二つに分類していた。一つは、藩が経営資金を捻出し、「鉄山支配人」が実務を担う形態であり、その例として八戸藩領陸奥国九戸郡（現岩手県九戸郡）の大野鉄山（玉川・金取・葛柄・水沢・大谷・滝山鉄山などの総称）を挙げている。もう一つは、藩と「鉄山支配人」の出資によって経営され、「鉄山支配人」が実務を担う形態であり、その例として盛岡藩領の野田鉄山を挙げている。いふなれば、前者は藩直営であり、後者は半藩営である。森氏は藩営鉄山を右のように分類した上で、鉄山の大規模化に伴って多額の出資が必要となり、

寛政期以降、藩直営から半藩営に転換していき、幕末期には富豪の出資による民営（マニユファクチュア的経営）に転換していったと結論づけていた。^⑤

しかし、森氏は一八九九年刊行の『日本僻地の史的硏究』において、藩直営の八戸藩領大野鉄山を取り上げ、天保期の「鉄山支配人元メ役」・淵沢円右衛門定啓（？）一八七一）が「私財を投資し、経営の改善に手腕を振るっているのに、わずか三年で経営を取り上げ：生産余剰どころか、大きな損害を与えた」と述べており、「鉄山支配人」も利益を得られる可能性があったかのように論じている。^⑥一九七一年発表の「「僻地」の近代化の条件について」では、より一般化して明確に「「経営者の方では商品生産化して利潤を追求する目的で経営しようとする」と述べている。^⑦その結果、鉄山の経営形態の差異や「鉄山支配人」の性格が曖昧にされ、南部地方の「鉄山支配人」も自家の利益を追求していたというイメージが形成されることとなった。

森氏によると、その「鉄山支配人」に就いたのは名子主層であるという。名子主層についても森氏は詳論しており、名子と呼ばれる隷属小農を使役し、農業・商業を大規模に展開する富裕な農民であるという。また、酒屋経営や鉄山経営などにおいても名子の労働力を活用して自家の利益を追求していたとも述べていた。^⑧それを踏まえて、一九七五年に菊池勇夫氏は、鉄山経営権や一手商売（独占販売）などの特権を与えられていた名子主層は利益に誘導されて、支配機構の末端に位置づけられていった。その一方、非特権的な名子主層は不満を高め、藩専売制によって抑圧されていた名子・貧農層と結託して天保五年（一八三四）正月の惣百姓一揆（種三合一揆）を勃発させるに至った、と論じていた。^⑨結果的に、南部地方の「鉄山支配人」も中国地方と同様、自家の利益を追求する存在として捉

えられ、森氏の主張が補強されてきた。

もつとも、実際には八戸城下の商人にも「鉄山支配人」などの役職を与えられているため、特権的な役職が与えられる可能性のあった層を「名子主層」と限定するよりも、おそらく、より正確には豪農・豪商に特権が与えられていたと言わなければならない。しかし、いざれにしても彼らの多くは苗字帯刀を許され、藩政改革時には様々な役職を与えられ、支配機構の末端に位置づけられていた。更に、飢饉時には飢民救済も命じられており、「中間層」としての役割を果たしていた。よって、広く「中間層」として括ることができよう。

従来の説に従えば、「鉄山支配人」の特権は「中間層」に利益をもたらしたことになる。このような菊池氏の論旨と、その前提として踏まえられている森氏の主張に説得性を持たせている一因は、半藩営の盛岡藩領野田鉄山の事例を合わせて論じていることにある。しかし、八戸藩の大野鉄山と、盛岡藩の野田鉄山の経営形態が異なるのは、ある意味当然であり、両者は分けて考える必要がある。そこで、本稿では大野鉄山に分析対象をしぼって、藩直営鉄山の経営形態・「鉄山支配人」の性格を詳らかにする。ひいては、「鉄山支配人」に就いた「中間層」の意識を明らかにし、「中間層」特有の苦悩・葛藤に迫ることとする。

なお、森氏は、淵沢定啓の日記・帳簿類のみを用いて論じており、天保期前後の大野鉄山の経営についてはほとんど論じていない。その結果、逆に天保期の画期性や定啓の鉄山経営の特徴が明らかとなっていない。よって、本稿では他史料を加えて、森氏の所説を再検討していくことも目的とする。具体的には、文政・天保前期に鉄山経営を行っていた石橋徳右衛門寿秀（一七六六～一八三八）の日記・帳簿類と、天保中期の「鉄山支配人元メ役」・定啓の日記・帳簿類を使用する。また、寿秀の嗣子で弘化・嘉永期に「鉄山支配人」

となった石橋文蔵寿宥（一七八八～一八七三）が著した『御日払所日記』も参考にする。その他、御勘定所（財政担当機関）作成の『御勘定所日記』なども適宜用いることとする。

一 近世前中期の大野鉄山

まず、大野鉄山が「御手山」化される経緯を述べる。事の起りは、明和四年（一七六七）四月二十日、「鉄問屋」（民間の鉄山経営者）・三日町惣次郎が、代金の不払いで訴えられたことである。このことを契機として、八戸藩は惣次郎から「鉄問屋」の証文を取り上げ、大野村周辺の鉄山を「御手山」に指定した。そして、明和五年（一七六八）十月十四日に大野村小八郎は「山中帯刀御免」の特権を与えられ、「鉄山支配」に任せられている。同様に、大野村文四郎も安永五年（一七七六）九月七日に「鉄山支配」の功績によって「名字帯刀」が認められ、晴山文四郎義隆（一七一九～一八〇九）と名乗るようになる。両者は共に大野村の在郷商人であり、明和・安永期頃、在郷商人に武士の格式を与えて鉄山経営の実務にあたらせる体制が確立していったと考えられる。なお、『秘鑑』（御勘定方先例集）記載の「鉄山勘定」によると、天明二年（一七八二）に大野鉄山が藩の出資によって運営されていたことが確認できるため、当時既に藩直営鉄山の特徴を備えていたと思われる。そして、寛政二年（一七九〇）六月に藩財政再建を目的として開始された寛政改革では、大野鉄山は藩専売制の一環として位置づけられた。ただし、寛政七年（一七九五）十二月に発生した「久慈騒動」において寛政改革の撤回が要求されており、大野鉄山は再び「売山」（民営）に戻されている。その後、享和二年（一八〇二）に飛騨国（現岐阜県）の商人・浜屋茂八郎が御礼金上納を条件として鉄山経営に着手

している。文化五年（一八〇九）には「浜谷茂八郎へ惣山一手二」という命令が下され、当時、晴山家が経営していた大谷鉄山も茂八郎の管轄に移された。文政二年（一八一九）に八戸藩第八代藩主・南部左衛門尉信真（一七八〇～一八四七）が藩財政再建のために文政改革を開始し、領内の特産品を藩の専売に指定した際も、大野鉄山経営だけは茂八郎に任せられていた。

しかし、藩専売制のために新たに設置された御調役所の統括者・野村武一宗軌（一七七四～一八三四）は早くから鉄山の藩営化を企図していた。晴山家の日記『万記録』によると、宗軌は石橋寿秀などと相談して、文政四年（一八二二）四月二十七日に休止中の玉川鉄山を「御手山」にして再稼働させ、寿秀を「御鉄山支配人」とした。また、文政五年（一八二二）春には金取鉄山を新設し、その「支配」も寿秀に命じた。その後、玉川鉄山が盛況であることを聞き、藩主・信真も茂八郎から「惣山」（葛柄・青笹鉄山）の経営権を取り上げること考え始めた。そして、文政六年（一八二二）二月に葛柄・青笹鉄山も「御手山」に指定され、寿秀がその「支配人」に任命された。その上、同年六月に寿秀は玉川・金取・葛柄・青笹鉄山を統括する「御鉄山一手総支配人」に任命された、という。

二 石橋寿秀と淵沢定啓

次に、本稿において取り上げる二人の「鉄山支配人」、石橋寿秀と淵沢定啓の略歴を述べておく。そもそも、石橋家は「西町屋」と号する八戸城下有数の豪商であり、当主は代々「徳右衛門」を襲名した。享保期には既に酒屋を営んでおり、八戸城下の「酒屋仲間」に属していた。また、寛延三年（一七五〇）三月には五代目・石橋徳右衛門憲勝（一七二二～一八〇四）が「御仕送御用人」に任せら

れており、早い時期から藩と関わっていた¹⁷⁾。さらに、憲勝の義理の孫にあたる九代目・寿秀は、文化元年（一八〇四）十一月十日には「船宿」（逗留中の船員の世話役）に任ぜられている。その上、文政二年（一八一九）の文政改革開始に際しては「船手支配人」（特産物回漕販売業務）に任ぜられ、領内産物の輸出を一手に請け負うと同時に、「預切手」（藩札）発行の名義人にもなっており、藩専売制の中心的な人物の一人となっていく。文政六年（一八二三）六月からは「御鉄山一手総支配人」も兼任することとなった。そして、文政十三年（一八三〇）閏三月には鉄山経営の功績が認められ「代々鉄山支配人」・「苗字帯刀御免」・「庄屋座上」を許可された¹⁸⁾。

なお、寿秀は明和三年（一七六六）に晴山文四郎の三男として生まれ、安永七年（一七七八）九月に晴山家から養子として迎えられた¹⁹⁾。先述の通り、晴山家は安永期から既に鉄山経営に関わっており、鉄山経営に熟知していたと思われる。大野鉄山の藩営化に際して、寿秀が「鉄山支配人」に任ぜられたのは、晴山家出身であったためとも推察される。

他方、淵沢家は八戸藩領陸奥国九戸郡軽米町（現岩手県九戸郡軽米町）で農業を営みつつ、酒屋・質屋を経営する豪農である。屋号は「元屋」であり、当主は代々「五郎助」と名乗った²⁰⁾。定啓は、淵沢兵九郎定規（？〜一八四〇）と、先述した石橋憲勝の孫娘・みつとの間に生まれた子供であり、寿秀とも遠い縁戚関係にあった。出生年については不詳だが、石橋家の日記『永歳覚日記』天明五年（一七八五）十月の記事に「荒町石橋源助姉おみつ、軽米淵沢寅之助様（筆者注：定規の初名）より縁談」とあり、定規とみつの結婚が天明五年であったと分かるため、一七八〇年代後半に生まれたと推定される。

大野鉄山との関係については、文政六年（一八二三）四月十九日

に「鉄小売座」（鉄類販売権）を認められ、玉川鉄山から品物を仕入れるよう命ぜられていることから、文政中期には、領内における鉄類の販売に携わっていたと考えられる。また、天保二年（一八三一）十二月十四日には、大野村の「御日払所」（鉄山経営事務所）に酒を届けるよう命ぜられており、鉄山への酒の供給も担っていたと思われる。ちなみに、定啓の本来の身分は「百姓」であるが、鉄山経営期間中は「御吟味御添役格」という格式を与えられていた²¹⁾。

三 文政・天保期の大野鉄山

(一) 「鉄山支配人」の性格

では次に、両者の鉄山経営の相違を把握するために、彼らが経営した時期の大野鉄山の収支を見ていく。大野鉄山の収支については、毎年二月、「鉄山支配人」が前年の収支をまとめて藩に提出していた「御本払勘定目録」・「御勘定差引残仕訳目録」・「御払代上納并有品改御勘定目録」が参考になる。それぞれ惣山（玉川・金取・葛柄・青笹鉄山（定啓経営時は水沢鉄山））と、それ以外の鉄山（大谷・滝山・川井鉄山）に分けられて作成され、計六つの「目録」が提出された。「御本払勘定目録」は初期投資と生産費用の対応関係を示しており、「御勘定差引残仕訳目録」は「御本払勘定目録」の差引分の用途を示しており、「御払代上納并有品改御勘定目録」は藩への上納金や在庫量を示している。それらの数値を整理して表にすると、表一・二となる。

寿秀が経営していた文政十一年（一八二八）の総計を例にとり、具体的な金銭の流れを説明すると次のようになる。表一の総計惣換算欄を見て分かる通り、文政十一年の初期投資は「貸方内前年度取立分」（前貸金取立分）・「残有物代」（在庫の価値）・「御勘定差引

表1 文政・天保期の大野鉄山における初期投資金額の使途

		滝山										惣山(玉川・金取・葛柄・青笹)										総計										惣銭換算 銭 文
		金			銭			金			銭			金			銭			金			銭									
		両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文							
文政一一年(一八一八)	A 初期投資	貸方内前年度取立分				266,644	31	1	2	4,856,352	31	1	2	5,122,996	→	5,336,346																
		前年度残有物代	12			346,995	81	1	2	3,605,671	93	1	2	3,952,666	→	4,587,616																
		前年度御勘定差引残				6,454	59	1	2	264,509	59	1	2	270,963	→	674,713																
		御仕入金	562				2,738			200,000	3,300			200,000	→	22,640,000																
		合計	574			620,101	2,910	2		8,926,536	3,484	2		9,546,637	→	33,241,237																
	B 生産費用	両替前													→																	
		両替後	88	3	2	4,098,107	548	2		25,932,936	637	1	2	30,031,043	→	34,365,193																
		両替後	49	2	2	2,159,429	216	3		10,071,105	266	1	2	12,230,534	→	14,041,884																
		褒美払	5			126,880	20			1,448,804	25			1,575,684	→	1,745,684																
		延鉄打出掛払	11			820,286	81			4,711,021	92			5,531,307	→	6,156,907																
C 余剰分	御勘地板鉄錫打出掛払								654,683				654,683	→	654,683																	
	青笹銅普請払								96,536				96,536	→	96,536																	
	合計	65	2	2	3,106,603	317	3		16,982,153	383	1	2	20,088,756	→	22,695,706																	
	当年貸方				344,601	47	3		4,427,974	47	3		4,772,575	→	5,097,275																	
	残有物代	23	1		638,264	142	1	2	4,339,827	165	2	2	4,978,091	→	6,104,341																	
合計	23	1		982,965	190	2		8,767,805	213	3		9,750,770	→	11,204,270																		
差引(A-(B+C))				8,535	40	1		182,974	40	1		191,509	→	465,209																		
天保二年(一八三二)	D 初期投資	貸方内前年度取立分				616,529	29	1		5,143,318	29	1		5,759,847	→	5,958,747																
		前年度残有物代	3	1	2	608,864	83	2	2	4,442,882	87			5,051,746	→	5,643,346																
		前年度御勘定差引残				11,278	42	3		128,021	42	3		139,299	→	429,999																
		御仕入金	692				3,348			230,000	4,040			230,000	→	27,702,000																
		合計	705	1	2	1,236,675	3,503	2	2	9,944,231	4,209			11,180,906	→	39,802,106																
	E 生産費用	両替前													→																	
		両替後	114	1	2	5,357,975	745	2	2	29,211,231	860			34,569,206	→	40,417,206																
		両替後	65	2	2	2,490,317	282	3	2	10,582,718	348	2		13,073,035	→	15,442,835																
		褒美払	6	3		240,432	27	3	2	1,666,401	34	2	2	1,906,833	→	2,142,283																
		延鉄打出掛払	19	2		1,235,954	88	2		5,338,310	108			6,574,264	→	7,308,664																
F 余剰分	御勘地板鉄錫打出掛払								602,564				602,564	→	602,564																	
	合計	91	3	2	3,966,707	398	3	2	18,190,003	490	2		22,156,710	→	25,492,110																	
	当年貸方				678,028	57			5,337,251	57			6,015,279	→	6,402,879																	
	残有物代	22	2		699,088	203	3	2	5,442,290	226	1	2	6,141,378	→	7,680,728																	
	合計	22	2		1,377,120	260	3	2	10,779,545	283	1	2	12,156,665	→	14,083,615																	
差引(D-(E+F))				14,150	85	3	2	241,675	85	3	2	255,825	→	839,775																		
天保五年(一八三四)	G 初期投資	貸方内前年度取立分				13,035			32,436		3	1	45,471	→	50,996																	
		前年度残有物代				1,419,037			4,147,380				5,566,417	→	5,566,417																	
		御仕入金	667	3			3,145	1	2	212	3,813	2		25,929,462	→	25,929,462																
		合計	667	3		1,432,072	3,146	3		4,180,032	3,813	3	3	5,612,104	→	31,546,879																
		両替前	251	2	2	4,324,914	1,772	2	2	13,740,656	2,024	1		18,065,570	→	31,830,470																
	H 生産費用	両替後	173	1	1	3,039,707	418	1		7,998,403	591	1	2	11,038,110	→	15,059,460																
		両替後	37	1		61,877	185			173,450	222	1		235,327	→	1,749,517																
		褒美払	29	1	2	673,067	85			1,651,494	114	1	2	2,324,561	→	3,102,311																
		延鉄打出掛払					27	2	2	350	27	2	2	350	→	188,200																
		合計	239	3		3,774,655	715	2	3	9,823,654	955	1	3	13,598,309	→	20,095,284																
I 余剰分	当年貸方				193,540	130			1,076,476	130	3		1,270,016	→	2,155,291																	
	残有物代	11	3	2	335,811	857			2,597,232	868	3	2	2,933,043	→	8,841,393																	
	合計	11	3	2	529,351	987			3,673,712	999			4,203,063	→	10,996,263																	
	合計				20,904	69	3		241,286	69	3		262,190	→	736,490																	

注) 『金銭御本払并上納高調帳』資料番号01E1-4(『西町屋文書』八戸市博物館所蔵、文政12年)。『金銭御本払并上納高調帳』資料番号01E1-9(『西町屋文書』八戸市博物館所蔵、天保3年)。「叩」資料番号2-1-13(『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天保5年)を参考にして作成。

表2 大野鉄山から藩への上納金の変遷

石橋寿秀		滝山										惣山(玉川・金取・葛柄・青笹)										総計										惣銭換算 銭 文
		金			銭			金			銭			金			銭			金			銭									
		両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文							
1828年	文政11年				751				2,824	1			205,150	3,283	1	2		205,913	→	22,532,863												
1829年	文政12年	1,117	2	2	551			4,766	2	2		59,725	5,884	1			60,276	→	40,073,176													
1830年	文政13年	763			219			4,841	3			61,656	5,604	3			61,875	→	38,174,175													
1831年	天保2年	1,197	2		1,445			4,687	3			88,218	5,885	1			89,663	→	40,112,763													
淵沢定啓		滝山(滝山・大谷)										惣山(玉川・金取・葛柄・水沢)										総計										
		金			銭			金			銭			金			銭			金			銭									
		両	分	朱	文 <th>両</th> <th>分</th> <th>朱</th> <th>文</th> <th>両</th> <th>分</th> <th>朱</th> <th>文</th> <th>両</th> <th>分</th> <th>朱</th> <th>文</th> <th>両</th> <th>分</th> <th>朱</th> <th>文</th> <th>両</th> <th>分</th> <th>朱</th> <th>文</th>	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文	両	分	朱	文							
		1834年	天保5年	1,171			2,387			2,981	1	3		3,831	4,152	1	3		6,218	→	28,242,793											
		1835年	天保6年	1,191	1	2	3,320			3,942				1,561	5,133	1	2		4,881	→	34,911,831											
1836年	天保7年	1,003	3		2,138			4,130	2			1,555	5,134	1			3,693	→	34,916,593													

注) 『金銭御本払并上納高調帳』資料番号01E1-4(『西町屋文書』八戸市博物館所蔵、文政12年)。『金銭御本払并上納高調帳』資料番号01E1-9(『西町屋文書』八戸市博物館所蔵、天保3年)。「叩」資料番号2-1-13(『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天保5年)を参考にして作成。

残」(前年度初期投資余剰金)・「御仕入金」(藩からの出資)からなり、その総額は約三四三六五貫一九三文(惣錢換算…一兩〇六貫八〇〇文²⁵⁾。以下同比率にて換算)である。そのうち、「御仕入金」は約二二六四〇貫文であり、約六六%を占めている。このことから鉄山経営資金の大部分は藩からの出資によって賄われていたことが分かる。

他方、生産費用は「吹方諸払」(精錬部門の生産費用)・「褒美払」(賞与)・「延鉄打出掛払」(「鉚鉄」加工費用)・「鉄鋤地板鉚掛打出掛払」(鉄製品制作費用)・「普請払」(生産設備整備費用)からなり、その総額は約二二六九五貫七〇六文である。そのうち、「吹方諸払」は約一四〇四一貫八八四文で初期投資の約四一%を、「褒美払」は約一七四五貫六八四文で初期投資の約五%を、「延鉄打出掛払」は六一五六貫九〇七文で初期投資の約一八%を、「鉄鋤地板鉚掛打出掛払」は約六五四貫六八三文で初期投資の約二%を、それぞれ費やしている。ここでいう「延鉄打出」とは、純度の低い「鉚鉄」を鍛錬し、不純物を除く工程を指すため、精錬過程の一つと言える²⁶⁾。つまり、精錬費用は「吹方諸払」・「延鉄打出掛払」を合わせたものであり、初期投資の大部分を占めていることが分かる。

初期投資から生産費用を差し引いた分は、鉄山労働者への貸付金として活用される。例えば、文政十一年には約五〇九七貫二七五文が貸し付けられており、初期投資の約一五%に相当する。この貸付金は、鉄山労働者を債務者にして鉄山労働に緊縛するためのもの²⁷⁾であり、労働者徴募に不可欠なものであった。

初期投資余剰分から前貸金を差し引いた分の金銭と、在庫高は来年度の初期投資に繰り込まれる²⁸⁾。このように元を糺せば、鉄山経営資金は全て「御仕入金」に由来するものであり、「鉄山支配人」の出資の入り込む余地はなかった。それは、大野鉄山を藩直営と見な

す森氏の初期の見解に妥当性を与える。

ちなみに、『商用書留』文政十三年二月の記事に「金式千六百貳拾八兩・錢式百拾貫文者、去丑年御鉄山御仕入金追々通帳二而御下メ高、此度惣御勘定ニ付本手形直慥奉受取候」とあるように、「御仕入金」は「鉄山支配人」の要請に応じて藩が支給していた²⁹⁾。要するに、「鉄山支配人」の権限は基本的に「御仕入金」の要請と、許可された範囲内の資金の運用に限られていたと言える。

(二) 石橋寿秀の鉄山経営

次に、寿秀の鉄山経営が藩にもたらした利益を明らかにする。そこで、藩の支出を示す「御仕入金」と、藩の収入を示す「上納金」をまとめた表二を見てみると、文政十一年には「御仕入金」約二二六四〇貫文に対して、約二二五三三貫八六三文が藩に上納されている。このことから、寿秀の鉄山経営が藩側の利益となっていなかったことが分かる。

ちなみに、晴山家の日記『万記録』によると、文政四年六月十二日に玉川鉄山で精錬を始めたところ、「誠ニ稀成吹方」であったという。また、同史料から、その翌年の春に金取鉄山を新設したところ、「存ノ外出方宜敷」、つまり生産量が大きく伸びたことがうかがえる³⁰⁾。この他、文政十年に滝山鉄山が開発されていたことを考えれば、文政十一年には「売山」時よりも鉄生産量が大きく増加していたと推察される。しかし、文政十一年の収支決算を見た限りでは、藩は利益を得られておらず、鉄生産量の増加が藩の利益に結びついていなかったことがうかがえる。

ところが、天保二年に目を移してみると、「御仕入金」約二七七〇二貫文、上納金約四〇一一二貫七六三文となっており、約一二四一〇貫七六三文もの利益が出ている。この利益増加の原因は、

「御仕入金」がほぼ固定化されたまま、高額の金銭を上納していることにある。このことは、「鉄山支配人」が生産費用を削減しつつ、生産量の増加ひいては収益の増大を図っていたことを示唆している。

ここで寿秀が削減した生産費用の部分を詳らかにするために、滝山鉄山を例にして鉄山内の給与体系について述べることにする。寿秀が、滝山鉄山の労働者に貸し付けた金銭をまとめた『諸働貸附帳』によると、滝山鉄山の前貸金対象者は一〇八人となっている。そのうち、「吹方」（精錬部門）は三十五人、「打出掛」（加工部門）は十三人、「炭焼」（精錬用大炭販売業者）は約二十八人、「小炭焼」（加工用小炭販売業者）は約二十人、「附方」（輸送業者）は約十二人であった。これらの鉄山労働者を居住地別で分けると、「山内」に居住していた者は「大工」（「吹方」の責任者）・「鍛冶」（「打出掛」の責任者）などの五人だけであり、大部分は村方に居住する「百姓」であった。⑧。その他に、青笹鉄山の『諸品受払帳』から「職人中間」・「平中間」・「諸中間」という人びとが約六〇名いたことも確認できる。⑨。しかし、彼らも一日単位で給与が支給されていたため、「山内」居住者ではないと思われる。つまり、鉄山労働者の大部分は村方から出稼ぎに来ていた者たち（「鉄山持」）であったと推察される。

そのうち、「鍛冶」・「大工」を「山内」居住者の典型として、「職人中間」・「炭焼」を「鉄山持」の典型として取り上げ、給与体系の変遷を例示したものが表三である。まず注目されるのは、「御手山」に指定された直後の文政五年に、全ての職種の給与・扶持が大きく減少していることである。このことは、寿秀が「御手山」指定時に一律に給与・扶持を削減して生産費用の節減を図っていたことを示している。また、天保四年（一八三三）までの間に「大工」の給与・扶持を再度削減していることも注目される。さらに、後の史料から

文政末期に「吹方」の「褒美」が減らされていたこともうかがえる。⑩。おそらく、天保二年の高額の金銭上納はこのような給与・扶持・賞与の削減によって可能になったと考えられる。ちなみに、文政十二年（一八二九）には天保二年と同水準の上納金を払っており、当時に既に収支構造が変化していたと思われる。よって、経営転換の具体的な時期は文政十二年頃であると推察される。実際、文政十三年に寿秀が「代々鉄山支配」を認められた際、藩は「其方儀年来鉄山支配被仰付置

表3 大野鉄山における「鍛冶」・「大工」・「職人仲間」・「炭焼」の給与体系の変遷（1枚＝3日）

			山内								村方（鉄山持）					
			打出掛				吹方				職人仲間				炭焼	
			延鉄40本当たりの給与・扶持				10枚当たりの給与・扶持				1日当たりの給与・扶持				1枚当たりの吹代	1貫文当たりの買上炭代
			銭	白米	玄米	味噌	銭	白米	玄米	味噌	銭	白米	玄米	味噌	銭	炭
1822年	文政5年	2月以前	100		10.0	40.0	5,000	300		1,500	50	7.5		30.0	5,000	35 (1俵当たり約29文)
		2月以降	85	7.5		30.0	3,750		400	1,500					3,750	40 (1俵当たり25文)
1833年	天保4年	12月	85	7.5		30.0	3,250	300		1,500	36	7.5		30.0	3,750	40 (1俵当たり25文)
1834年	天保5年	4月以前	85	7.5		30.0	3,000	300		1,500	36	7.5		30.0	3,750	40 (1俵当たり25文)
		4月以降	100		10.0	40.0	3,200		400	1,500	50	7.5		30.0	4,500	35 (1俵当たり約29文)
1835年	天保6年	2月以前	100		10.0	40.0	3,200		400	1,500					4,500	35 (1俵当たり約29文)

注) 『御鉄山中考帳』（『新編八戸市史近世資料編Ⅱ』（八戸市、2008年））所収。『金銭受払帳』資料番号01E1-20（『西町屋文書』八戸市博物館所蔵、天保4年）。『掟書』資料番号21-37（『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天保5年）。『惣山吹方諸掛書上帳』資料番号2-1-42（『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天保6年）を参考にして作成。

候処、格別骨折御入方少二相成候」と通達しており、「御入方」、つまり支出の抑制が文政十三年以前に図られていたことが分かる。

この間の経緯については不詳である。ただし、興味深いのは文政十一年二月、「今以御借財濟方も不少相残居候処、御主法御年限當年迄相濟候事二候」という現状を鑑みて、藩が藩士に今後どうすべきか意見を求めていることである。それに対して、同年十一月までの間に「海上御交易」、つまり特産品の領外輸出を積極的に行うようにとの意見が寄せられている。実際、文政十二年から大坂への回漕販売が本格化し、西廻り航路の途上に位置する弘前藩・久保田藩への鉄類輸出が増加しているため、この頃に何かしらの政策転換があったと推察される。鉄類の積極的な輸出は、鉄山経営の総収入の増加を企図していたとも考えられる。しかし、文政期の政策転換は鉄山労働者に負担を強いること、つまり「吹方」の給与・扶持・賞与の削減が並行して行われる契機にもなっていたと思われる。実際、文政十二年以降、大野鉄山周辺の「欠落訴」件数が増加しているのである。

(三) 鉄山労働者の一揆・騒動

天保五年（一八三四）正月十日頃、文政改革に反対する惣百姓一揆（稗三合一揆）が起きた。その際、藩専売制の廃止、種々の増税の撤廃などの要求が出されており、その要求の一つに「御鉄山売山」（鉄山民営化）がある。このことから、一揆勢に鉄山労働者が含まれていたことと、彼らが「売山」時への回帰を求めていることが分かる。この要求に対して、藩は民営化要求を拒絶しつつ、「日雇持」のものと相続筋二相成候様」にすると回答しており、この時に藩が交渉の相手として見ていたのは「日雇持」であったと思われる。ここでいう「日雇持」が何を指すのかは不詳である。ただし、天保六

年（一八三五）十一月に鉛山開発の話が持ち上がった際、藩は「若炭焼とも之内右鉛山へ日雇にも入候様二而ハ鉄山方支に相成可申奉存候」として鉛山開発を認めなかった。この下達から、藩が「炭焼」を「日雇」に出る者、つまり「日雇持」と認識していたことが分かる。よって、鉄山民営化の要求を出した「日雇持」には「炭焼」も含まれていたと思われる。

正月二十一日には、寿秀が「御鉄山支配人」の辞任を願い出ている。藩は即座にその辞任を認めなかったが、二月十日に「鉄山持」約五六〇人が大野鉄山で騒動を起こしたため、同日中に藩は寿秀の辞任を認めている。

二月十日の騒動では、「山内鍛冶共」（打出掛）・「山内諸職人」（吹方）が訴願を出しており、「山内」居住者も騒動に関わっていた。実際、「山内鍛冶共」の訴願には「鍛冶」に関わる「鍛冶給銭、延（筆者注・延鉄）壺本二付式文半」という要求もあった。

ちなみに、表三を見て分かる通り、ここで要求されている金額は「売山」時のそれと一致している。同様に、「山内鍛冶共」全体でも、扶持の量を「売山」時に戻すように要求している。また、「山内諸職人」も「御手山」以前の給与体系に引き戻すよう訴えている。これらのことから、鉄山労働者は共通して「売山」時への回帰を望んでおり、その実現のために一揆・騒動を起こしたと思われる。

(四) 淵沢定啓の鉄山経営

同年二月二十日には、寿秀の後任として定啓が「鉄山支配人元メ役」に指名されている。二月二十八日、「鉄山支配人」に就任した彼は、まず藩に「山内諸職人并働之者共」の給与・扶持をどうすべきか問い合わせている。それに対して、藩は「諸職人共扶持方并給金等」はこれまで通りにせよ、ただし「持之者共」の給与・扶持に

については改善すると回答しており、当初、藩は一揆の際に約束した「持^か之者共」だけの要求を叶えれば良いと考えていた。しかし、その後も鉄山労働者からの訴願が絶えなかったため、定啓は同年三月に再び「山内願筋之儀、如何相心得可申哉」と鉄山労働者の要求を上奏し、「右ハ願之通被仰付もの也と相心得取扱べし」という確約をとりつけている^⑧。実際、天保六年二月以前に鉄山労働者の給与・扶持は一律に引き上げられており、定啓の訴願が功を奏したと思われる。同様に、天保六年三月二十日、藩は「大炭日前焼出之者共」が難渋していることを知り、採算度外視で鉄山経営を続けさせ、特に生活の苦しい「大炭日前焼出之者」の給与だけは引き上げさせることを決めている^⑨。

その結果、天保六年の「御仕入金」は約三二八七六貫五六〇文にも達していた^⑩。それは藩にとって大きな負担であったと思われる。そのためか、その翌年（一八三六）八月八日に藩は「鉄山方扶持諸給錢雜事共、去ル已とし同様八掛二被仰付候」という命令を出し、「已とし」、つまり天保四年と同様の給与体系に戻すよう命じている。ちなみに、天保七年の「御仕入金」は約二一〇六五貫五五〇文であり、寿秀経営時の水準に戻されているため、実際に人件費の削減がなされたと推察される。なお、弘化五年（一八四八）十一月八日、大工の一〇枚（三〇日）当たりの給与は三貫文と定められており、寿秀経営時の水準にあった。また、弘化四年（一八四七）二月時点で「買上炭代」・「駄賃」・「山代」（山林用益権料）の合計が一六〇俵当たり六貫七八文と定められていることと、寿秀経営時の「買上炭代」・「駄賃」・「山代」の合計が一六〇俵当たり六貫九一文であることを考え合わせると、これも寿秀経営時の水準に戻されていたことが分かる。

ところで、天保七年の給与体系改悪の際、定啓は「炭焼共計り格

別難渋罷在候得ハ、八かけニてハ迎も働兼可申段申上置候事」と訴えており、「炭焼」の給与改定だけはやめてほしいと願い上げていた。それに対して藩は「其元被申出之通、少々かし込ニ成候ても無扨事ニ候、何様騒不申様ニ計ひ可被申と被仰候事」と回答しており、「炭焼」に金銭を貸し与えてでも生活が成り立つようにし、騒動が起きないようにせよと命じていた^⑪。既述の通り、「炭焼」は稗三合一揆に関与していたと思われるため、ここで藩は、給与体系の改悪が「炭焼」の不満を高め、一揆・騒動に発展することを恐れていたのではないかと思われる。実際、定啓は鉄山経営資金を「炭焼」に貸し付けており、一揆・騒動の再発を抑制する役割を担わされていたと言えよう。

ちなみに、大野鉄山では前任者の貸付金の回収分も鉄山経営資金に組み込まれており、その回収は後任者が担っていた。しかも、天保五年八月十一日に定啓が「欠落死絶或ハ鉄山持方相止居所不分之者共并此節居所尋掛之者共之借用：如何可被仰付候や」と問い合わせていることに対して、藩が「兼而御沙汰之通引受可被申候」と回答していることから、死亡者・行方不明者の貸付金も後任者が回収することになっていたことが分かる。実際、天保六年二月、寿秀は「預手形」（為替手形）を御日払所に提出しており、死亡者・行方不明者の貸付金を立て替えていた。同様に、「鉄山取扱方」（金銭取扱業務）の退役を認められた際、定啓も天保九年五月二十二日に「諸働之者共へ貸付候御金銭：先年石橋徳右衛門より私へ引渡候節之御例を以引渡仕度奉存候」と願い出ており、寿秀に倣って貸付金を処理しようと考えていた。しかも定啓の場合は、同年十一月一日に、「死絶欠落」の可能性のある者の貸付金まで立て替えることを願い出ている^⑫。そして実際、定啓は同年十一月と翌年（一八四〇）九月にそれら金銭を立て替えていた^⑬。なお、天保九年七月に五七六七貫

一五八文であった淵沢家純資産（債権・現金・在庫の総額）は、翌年十月には四二三〇貫八五〇文にまで減少しており、貸付金の立替は小さな負担ではなかった。

もともと、この時に立て替えた金銭は「自分のかし」になっていため、将来返済される可能性もあった。実際、大野鉄山御日払所番頭・大坂屋太郎兵衛が鉄山労働者からの貸付金回収にあたっていた。しかし、天保十四年（一八四三）九月七日、定啓は鉄山労働者が困窮している状況を鑑みて、太郎兵衛に対して、借手の意向に従って貸付金を減額し、「後の誹謗を受ざる様ニ」したいと指示していることから、借手からの「誹謗」を回避することに大きな関心があったと思われる。

ところが、『御鉄山日記』天保十四年十一月九日の記事に「帳面取扱方を以太郎兵衛ニ任置て彼が無理なる才足をする事をも知らずニ、鼻をたらし居ると誹謗せられ氣の毒いたし居候」とあり、実際に太郎兵衛の無理な催促によって「誹謗」されることになった。また、弘化三年（一八四六）十月二十七日、大野村の在郷商人・古屋又右衛門に貸付金立替分の回収を頼んだ際、「叔世の中は衣て喰ふて雨がもらずは極楽よ、外を願ふは煩惱の種ならんか：貴兄の賢慮教諭を得て以て此煩惱を免れんと欲す」と述べており、貸付金回収問題に関して相当悩んでいたことがわかる。さらに、弘化三年十二月二十三日には、借手からの苦情を受けて、又右衛門に対して「是皆拙者が銀欲之罪」という罪意識を表明している。

ここで一步退いて見てみると、寿秀・定啓の貸付金立替は、藩（領主）と鉄山労働者（領民）の貸借関係が、「鉄山支配人」（中間層）と鉄山労働者（領民）の貸借関係に転化したことを意味する。そして定啓に対する「誹謗」は、藩に向けられるはずの鉄山労働者の不満が、「鉄山支配人」に転嫁されたことを示している。しかも、天

保期に限って言えば、その貸付金は一揆・騒動の再発防止のために貸し付けられているため、最終的にそれを立て替えた「鉄山支配人」は二重の意味で藩の領内統治のために利用されたと言えよう。すなわち、定啓が抱いた苦悩・葛藤は、特に鉄山労働者の不満が高じていた十九世紀前半、その不満を一身に負わせられていた「鉄山支配人」の歴史的役割を象徴していると言えよう。

四 寿秀・定啓の対領主意識

最後に、寿秀・定啓の対領主意識を検討して、彼らの行動の差異を説明してみる。まず寿秀から論じるが、彼は文政十三年に鉄山経営の功績が認められた際、『永歳覚日記』に「偏二先祖之余徳連綿ニして今遺書記録之趣、聊心に守類のみ：わけて五代憲勝様之御遺書感涙仕候、彼之法と申、是につけ祖仏の御筆記と受、難有御事をおもひ、再読して子孫不可忘失有候」と書き記しており、憲勝に傾倒していたことがうかがえる。

寿秀の義理の祖父にあたる憲勝は、寛延三年三月に「御仕送御用人」に任ぜられていた。「御仕送御用人」とは、八戸藩第五代藩主・南部遠江守信興（一七二五―一七七三）が寛延三年に設けた役職であり、領内の有力な豪農・豪商が任じられた。具体的な職務は、藩の経費をあらかじめ立て替え、藩の歳入を安定化させることにある。同年十月には、憲勝は「御仕送御用人」の功績が認められて「鶴料理」と銭一〇〇疋を下賜されている。その際、憲勝は信興を讃えており、藩主の行為を肯定的に捉えていたと思われる。また、宝暦六年（一七五六）四月十七日、「御領内万民御救のため」という理由で三五〇両もの御用金が賦課された際も、憲勝は家族に対して「御上江御奉公と奉存候へハ少しも不苦候」と述べており、藩主

の利益のために行動することを重視していたと思われる。

そのように考えていけば、寿秀も藩主のために行動することを重視していたのではないかと推察される。実際、寿秀は文化元年に「船宿」に任じられた際、「偏二先祖御用ニも相立候ニ付、此節難渋之筋二而御憐愍之思召を以被仰付候段、重畳難有御事奉存候」と述べて、先祖の功績が認められたものとして積極的に藩の役職に就こうとしており、身分上昇願望を持っていたことがうかがえる。

その一方、淵沢家は文政期に藩専売制の一環として「大豆買入方」（領外販売用大豆の集積係）に任せられるまで、藩の役職に就くことはなく、藩との関係は希薄であった。そのためか、定啓は天保四年十二月に嗣子・淵沢初太郎（一八一五～一八一九）に宛てて記した『遺言』に「必しも奉公の身となる事なかれ」と記し、藩の役職には就かないよう戒めていた。実際、定啓は「鉄山支配人」に任じられた当初は、何度も辞任を願い出ており、藩の役職に就くことを極力忌避していた。また、定啓は父・定規の「利欲」を持たない生き方を理想としており、『遺言』において「世の中は願ひ望の限りなし、着て喰て処らば極楽とせよ」とも説いていた。

このような身分上昇願望の有無は、藩の利益のために行動する志向の濃淡を反映していると思われるため、寿秀・定啓の鉄山経営の方針が異なっていた一因として考えられる。

おわりに

従来、南部地方の「鉄山支配人」は自家の利益を追求するイメージで語られてきた。しかし、実際には、「鉄山支配人」は自家の利益を追求することができず、その権限は「御仕入金」の要請と運用に限られていた。もっとも、「鉄山支配人」はその限られた領域の

中で、ある役割を演じていた。寿秀の場合は、藩の利益を生み出すために、藩の意向に沿って鉄山労働者の給与・扶持の削減を行い、天保期の一揆・騒動を招いた。そこで、その後に「鉄山支配人」となった定啓は、鉄山労働者の意向をくみ取って藩に上奏し、鉄山労働者の待遇改善を図っていた。天保七年に給与体系改悪の指示を受けた際にも、定啓は鉄山労働者の生活が成り立つよう努めており、藩と鉄山労働者双方の利害を調整することに苦慮していた。先行研究との関わりで結論づけるならば、いずれにしても、十九世紀前半における「鉄山支配人」の性格は、自家の利潤追求者≠「経営者」ではない。天保期の一揆・騒動以前の「鉄山支配人」は、藩の意向を実行に移すという側面が強かったが、一揆・騒動以後は、鉄山労働者の要求の代弁者としての側面が強められていたと考えられよう。

菊池氏の論稿を踏まえて付記すれば、従来、特権的な「中間層」は支配機構の末端として位置づけられてきたが、その中にも対領主意識や経営方針に差異が存在しており、特権的な「中間層」が藩の意向に従順に従っていたと一般化することはできないと言えよう。

最後に、幕末期の八戸藩政との関わりで見逃せない点が一つある。菊池氏は、天保七年頃を画期として藩の「御救」機能が後退していくとも指摘している。八戸藩において鉄山経営が「国産」政策の一环に位置付けられていることを踏まえると、ほぼ同時期から、鉄山経営の資金を流用する形での「炭焼」≡「百姓」の救済が始まることは、「御救」政策の後退に伴って展開された「国産」政策が、「中間層」に負担を強いる形で飢民救済の機能をも代替させることになったと言えよう。さらに、近世中期以降の藩政改革のなかで「国産」育成を目指す「国益」論が提起され、結果的に「御救」の責務が放棄されたとする深谷克己氏の指摘を踏まえれば、天保期の大野

鉄山経営は、近世中期以降の「国産」政策の特徴を備えたもの一つとして位置づけられるかもしれない。いずれにしても、「御救」政策と「国産」政策の関係の変化を詳しく検討していく必要があると思われる。

加えて、「鉄山支配人」就任による経済的利点の有無と、寿秀が「鉄山支配人」を辞任したことの理由・意味についても検討の余地があるため、今後の課題として挙げておく。

注

- (1) 三枝博音・飯田賢一『日本近代製鉄技術発達史』（東洋経済新報社、一九五七年）。
- (2) 鈴木宏「日本海側地域における八戸藩産鉄の市場」（岩手県立博物館研究報告）七号、一九八九年。平川新「南部鉄の流通構造」（日本文化研究所報告）別巻一九集、一九八二年。
- (3) 武井博明『近世製鉄史論』（三二書房、一九七二年）。土井作治「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」（『歴史評論』三五〇、一九七九年）。
- (4) 荻慎一郎「南部鉄山における生産組織と労働組織」（『日本文化研究所研究報告別巻』（一八）、一九八一年）。
- (5) 森嘉兵衛「陸奥鉄産業の研究」（『社会経済史学』七（十）・（十一）、一九三八年）。
- (6) 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究所・下』（法政大学出版会、一九七〇年）。定啓の役職名を「鉄山締役」と記す史料もあるが、『永歳覚日記』資料番号〇一A一一一六（『西町屋文書』、文政十三年）では「鉄山支配人元メ役」と記されている。なお、以下「西町屋文書」の所蔵館名は省略。
- (7) 森嘉兵衛「僻地」の近代化の条件について」（『経済志林』三十九（一）・（二）、一九七一年）。
- (8) 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究所・上』（法政大学出版会、一九六九年）。

- (9) 菊池勇夫「文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争」（『史苑』三六（一）、一九七五年）。
- (10) 拙稿「近世後期北奥の「中間層」…淵沢円右衛門の経営思想」（『書物・出版と社会変容』（二二）、二〇一二年）。
- (11) 斎藤潔「八戸藩の鉄問屋」（『岩手史学研究』（七三）、一九九〇年）。
- (12) 「晴山姓由緒書人」資料番号〇一A二一一（『西町屋文書』八戸市博物館所蔵）。
- (13) 『秘鑑』（工藤祐重編『八戸藩法制史料』（創文社、一九九一年）所収）。
- (14) 『万記録』資料番号一―一六（『晴山文書』東北大学附属図書館所蔵、文化六年）。文化六年は執筆開始時期を指す。
- (15) 前掲『万記録』（文化六年）。
- (16) 『永歳目安録』資料番号〇一A一一四（『西町屋文書』、宝暦十二年）。
- (17) 『永歳覚日記』資料番号〇一A二一一二（『西町屋文書』、寛延三年）。『永歳覚日記』資料番号〇一A一一三（『西町屋文書』、宝暦六年）。
- (18) 『永歳覚日記』資料番号〇一A二一一一（『西町屋文書』、文化元年）。『永歳覚日記』資料番号〇一A二一一四（『西町屋文書』、文化十三年）。『永歳覚日記』資料番号〇一A二一一六（『西町屋文書』、文政十三年）。
- (19) 前掲「晴山姓由緒書人」。
- (20) 『万用留覚』資料番号一―二一一七（『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天明七年）。以下「淵沢家文書」の所蔵館名は省略。
- (21) 『永歳覚日記』資料番号〇一A二一九（『西町屋文書』、天明五年）。
- (22) 前掲『万用留覚』（天明七年）。
- (23) 『万日記』資料番号一―二一九（『淵沢家文書』、文政十年）。
- (24) 『鉄山御用日記』資料番号一―一一一（『淵沢家文書』、天保五年）。
- (25) 前掲『鉄山御用日記』（天保五年）などには「但し…両かへ六貫八百文」という注記が散見される。
- (26) 斎藤潔「天保期八戸藩の鉄山収支について」（『たたら研究』

- 三八、一九九七年)。
- (27) 森、前掲書(一九六九年)。
- (28) 『扣』資料番号二一一一三(淵沢家文書、天保五年)記載の天保五年「御勘定差引残仕訳目録」には、差引分に「未とし御仕入二立」との注記がある。
- (29) 『商用書留』資料番号〇一E一八(西町屋文書、文政十三年)。
- (30) 『御通入』資料番号二一一一〇三(淵沢家文書)。「通帳」とは、「御仕入金」を用途毎に書き分けて記載した『御鉄山御仕入金請取通帳』のことであり、「鉄山支配人」は用途毎の金額を「仮手形」に記して御調役所に提出することで鉄山経営資金に換えることができた。
- (31) 『御収納金御本払大図書上帳』資料番号五―四―五―〇―一八(八戸南部家文書) 八戸市立図書館所蔵、文政十一年)。同史料に記載されている文政十年の八戸藩の年貢金・諸出金の総計(惣錢換算)は約六七七八三貫一三文であり、それと比較しても大野鉄山の上納金は大きなものであったと言える。以下、「八戸南部家文書」の所蔵館名は省略。
- (32) 前掲『万記録』(文化六年)。
- (33) 前掲『商用書留』(文政十三年)。
- (34) 『諸働貸附帳』資料番号二一一七一(淵沢家文書、天保六年)。
- (35) 『商用書留』文政十三年閏三月の記事に「滝山炭焼之内、鈴木八郎様御百姓万足ト申者炭焼御免」とあることから、「炭焼」が「百姓」でもあったことが確認できる。
- (36) 『諸品受払帳』資料番号〇一E一八(西町屋文書、天保四年)。
- (37) 『掟書』資料番号二一一三七(淵沢家文書、天保五年)。
- (38) 前掲『永歳覚日記』(文政十三年)。
- (39) 『御書付』資料番号五―四―五―〇―一九(八戸南部家文書、文政十一年)。
- (40) 『口上』資料番号五―四―五―〇―二〇(八戸南部家文書、文政十一年)。
- (41) 鈴木、前掲論文(一九八九年)。三浦忠司「八戸藩における藩政改革以後の海運と産物流通」(『地方史研究』三九(五)、一九八九年)。渡邊信夫「近世後期における海運と大阪交易」(『放送大学研究年報』一八、二〇〇〇年)。
- (42) 菊池、前掲論文(一九七五年)。
- (43) 『御勘定所日記』資料番号七―二―〇―〇―九一(八戸南部家文書、天保五年)。
- (44) 『鉄山万日記』資料番号一―一―二(淵沢家文書、天保六年)。
- (45) 種市町教育委員会編『年稀集…天保三壬辰年』(種市町教育委員会、一九九八年)。
- (46) 前掲『掟書』(天保五年)。同史料には他の職種の要求も記載されているが、「当春願出候」と明言されているのは「山内鍛冶共」・「山内諸職人」だけである。しかも、他の職種の要求は筆跡が異なるため、後に加筆されたものと考えられる。
- (47) 前掲『掟書』(天保五年)。延鉄一本に付二文半、延鉄四〇本に付一〇〇文。
- (48) 前掲『鉄山御用日記』(天保五年)。
- (49) 前掲『鉄山万日記』(天保六年)。
- (50) 前掲『扣』(天保五年)。
- (51) 『鉄山万日記』資料番号一―一―三(淵沢家文書、天保七年)。ここでいう「八掛」とは、文政五年段階の給与・扶持の八割という意味である。例えば、「大工」の給与を「八掛」にすると、一〇枚当たり三貫文となる。これは天保四年十二月から天保五年四月までの間の給与と同額であり、「巳」とし同様の給与体系とは、正確にはその時期のものを指すと思われる。ただし、実際には職種によって減額・増額の割合は一樣ではない。
- (52) 前掲『扣』(天保五年)。
- (53) 『御日払所日記』資料番号〇一E一―二六(西町屋文書、弘化四年)。
- (54) 『三ヶ山残有銭并有物駄賃書上』資料番号五―八―二―〇―一六(八戸南

- 部家文書、弘化四年)。
- (55) 『惣山吹方諸払書上帳』(資料番号二一一四二)〔淵沢家文書、天保六年〕。「駄賃」は季節・輸送距離によって変動するため、完全には一致しない。
- (56) 前掲『鉄山万日記』(天保七年)。
- (57) 前掲『鉄山御用日記』(天保五年)。
- (58) 前掲『鉄山万日記』(天保六年)。
- (59) 前掲『扣』(天保五年)。
- (60) 『鉄山万日記』(資料番号二一一五)〔淵沢家文書、天保九年〕。
- (61) 『質物勘定扣帳』(資料番号四一一二六一)〔淵沢家文書、文化五年〕。
- (62) 『鉄山諸働之者共へ貸付書上扣帳』(資料番号二一一一三)〔淵沢家文書、天保九年〕。
- (63) 『御鉄山日記』(資料番号二一一六)〔淵沢家文書、天保十年〕。
- (64) 前掲『御鉄山日記』(天保十年)。
- (65) 「口上(断片)」(資料番号二一一三八九七)〔淵沢家文書、弘化三年〕。
- (66) 「追口上書状」(資料番号二一一三一一三)〔淵沢家文書、弘化三年〕。
- (67) 前掲『永歳覚日記』(文政十三年)。
- (68) 前掲『永歳覚日記』(寛延三年)。立替分は、後に利息を加えて年貢金・諸出金で返済された。
- (69) 前掲『永歳覚日記』(寛延三年)。
- (70) 前掲『永歳覚日記』(宝暦六年)。
- (71) 前掲『永歳覚日記』(文化十三年)。
- (72) 前掲『万用留覚』(天明七年)。
- (73) 『遺言』(軽米町歴史民俗資料館所蔵、天保四年)。
- (74) 前掲『鉄山御用日記』(天保五年)。
- (75) 『天和俗訓』(資料番号二一一六四四)〔淵沢家文書〕。定規は末尾に「うへミればはてしもあらぬ乃歌を常に心にすへ、すべからく利欲のこゝろおのつからなからんと也」と書き込んでいた。

(76) 前掲『遺言』(天保四年)。

(77) 菊池勇夫「飢人救済をめぐる公権力と地域社会」〔歴史評論〕七五二、二〇一二年)。

(78) 「御領内被仰渡御用申取書写」(資料番号五一一〇一三)〔八戸南部家文書、天保一〇年〕。

(79) 深谷克己「百姓一揆の思想」〔思想〕五八四、一九七三年)。

付記

八戸市立図書館所蔵・八戸市博物館所蔵に史料調査におもむいた際、各館の方々には大変お世話になった。ここに厚く謝意を示したい。なお、大野鉄山関係の史料は多岐に渡り、その情報を精査した図表を多々作成したが、紙幅の関係上割愛せざるをえなかった。

〔学外研究者による査読を含む審査を経て、二〇一三年八月六日掲載決定〕
 (一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)